

平成27年9月10日

1. 出席議員

1 番	杉原元博	9 番	角田一美
2 番	片渕清次郎	10 番	伊東茂
3 番	樋口作二	11 番	松本末治
4 番	中村和典	12 番	徳村博紀
5 番	松田義太	13 番	福井正
6 番	中村一堯	14 番	松尾征子
7 番	稲富雅和	15 番	光武学
8 番	勝屋弘貞	16 番	松尾勝利

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	中尾悦次
議事管理係長	迎英昭
議事管理係主査	江頭英喜

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	江	島	秀	隆
総	務	橋	村		勉
市	民	打	上	俊	雄
産	業	有	森	滋	樹
建	設	森	田		博
環	境	峰	松	靖	規
部	長	大	代	昌	浩
会	計	土	井	正	昭
管	理	寺	山	靖	久
者	兼	有	森	弘	茂
兼	人	川	原	逸	生
権	・	橋	村	直	子
同	和	田	崎		靖
対	策	中	島	憲	次
課	長	橋	口		浩
参	事	山	崎	公	和
企	画	山	浦	康	則
財	政	岩	下	善	孝
課	長	岸	川		修
兼	選	栗	林	雅	彦
管	理	小	野	隆	浩
委	員	染	川	康	輔
会	事	針	長	三	州
務	局	澤	野	政	信
参	事	村	田	敏	樹
事	務				
局	長				
企	画				
財	政				
課	参				
事	兼				
選	管				
理	理				
委	員				
会	事				
務	局				
局	長				
市	民				
課	長				
税	務				
課	長				
福	祉				
事	務				
所	長				
保	険				
健	康				
課	長				
農	林				
水	産				
課	長				
兼	農				
業	委				
員	会				
事	務				
局	長				
産	業				
支	援				
課	長				
兼	産				
業	部				
参	事				
農	林				
水	産				
課	参				
事					
商	工				
観	光				
課	長				
都	市				
建	設				
課	長				
都	市				
建	設				
課	参				
事					
環	境				
下	水				
道	課				
長	兼				
ラ	ム				
サ	ー				
ル	条				
約	推				
進	室				
長					
水	道				
課	長				
教	育				
次	長				
兼	教				
育	総				
務	課				
長					
教	育				
総	務				
課	参				
事					
生	涯				
学	習				
課	長				
兼	中				
央	公				
民	館				
長					
監	査				
委	員				

平成27年9月10日（木）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 報告第4号 平成26年度鹿島市土地開発公社決算について（報告）
- 日程第2 議案第40号 平成26年度鹿島市水道事業会計決算認定について（大綱質疑、決算審査特別委員会付託）
- 日程第3 議案第41号 鹿島市個人情報保護条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第42号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第43号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第44号 鹿島市手数料条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
-

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第1 報告第4号

○議長（松尾勝利君）

それでは、日程第1．報告第4号 平成26年度鹿島市土地開発公社決算についてであります。

当局の説明を求めます。寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

おはようございます。議案書と、別冊、平成26年度鹿島市土地開発公社決算書により御説明いたしますので、お手元に御準備をお願いいたします。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

報告第4号 平成26年度鹿島市土地開発公社決算について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成26年度鹿島市土地開発公社決算を別紙のとおり報告するものでございます。

それでは、別冊の決算書で御説明いたします。

決算書の1ページをお開きください。

平成26年度の事業報告でございますが、昨年度は公有地の取得及び処分は実施をいたして
おりません。

理事会の開催状況、監査の状況につきましては、報告書記載のとおりでございます。

2 ページをお開きください。

役員及び職員の一覧表となっております。事務局は企画財政課で所掌いたしております。

3 ページをお願いします。

まず、収入について御説明いたします。

事業外収入の利息収入として、予算額67千円に対し、決算額105,859円となっております。
予算対比38,859円の増となっております。

4 ページをお開きください。

このページは支出の決算となっております。

合計67千円の予算に対しまして14,648円の決算でございます。支出の内容といたしまして
は、備考欄に記載いたしておりますように、監査時の費用弁償、九州地区土地開発公社等
連絡協議会負担金及びその振込手数料となっております。

5 ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

3 項目の販売費及び一般管理費、事業損失14,230円は、前のページで御説明いたしました
支出決算額14,648円から消費税418円を差し引いた金額がここに計上されております。

4 項目の事業外収益、受取利息は105,859円、これは預金の利息収入でございます。

次の事業外費用、雑損失の418円は消費税でございます。

経常利益、当期純利益は、収入合計から支出合計を差し引いた91,211円となり、この利益
は27年度へ繰り越し、準備金として整理をいたしております。

6 ページをお開きください。

貸借対照表でございます。

資産の部は、現金預金として資産合計36,627,431円を市内金融機関へ預金として保管して
おります。

負債の部はございません。

資本の部の資本金、基本財産は、定款に規定しております1,500千円でございます。

準備金は、平成25年度からの前期繰越準備金が35,036,220円、当期純利益が91,211円、準
備金合計が35,127,431円となっております。

資本合計は、基本財産の1,500千円を加え、36,627,431円となっております。

7 ページをごらんください。

準備金計算書でございます。

8 ページ、9 ページには、決算監査意見書の写しを載せてございます。

10ページは、附属資料としての基本金明細書。

11ページは、現金残高表となっております。

なお、平成26年度の決算につきましては、去る7月21日に土地開発公社の理事会で認定を受けていることを申し添えておきます。

以上で報告第4号の説明を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、以上で報告第4号は終わります。

しばらくお待ちください。

日程第2 議案第40号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第2．議案第40号 平成26年度鹿島市水道事業会計決算認定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。小野原水道課長。

○水道課長（小野原隆浩君）

おはようございます。それでは、議案第40号 平成26年度鹿島市水道事業会計決算認定について御説明をいたします。

議案書の2ページをごらんいただきたいと思います。

今回の平成26年度鹿島市水道事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査意見書を付して議会の認定をお願いするものでございます。

今回の決算につきましては、平成23年4月の地方公営企業法の一部改正等に伴い、地方公営企業会計制度の見直しが行われたことにより、平成26年度から新会計基準に沿った決算となっております。

それでは、別冊の鹿島市水道事業会計決算書で御説明をいたしますので、御用意ください。

決算書の1ページ、2ページをお開きください。

平成26年度鹿島市水道事業決算報告書でございますが、この報告書は予算額、決算額とも消費税込みで記載をしております。

収益的収入及び支出について御説明をいたします。

まず、収益的収入でございますが、第1款．事業収益の予算額596,416千円に対し、決算額は601,642,207円でございます。前年度より63,300,215円の増収となっております。

営業収益は536,558,477円で、前年度より7,025,339円の増収となっております。これは新会計制度導入に当たり、新設負担金を資本的収入から営業収益に計上したことによるもの

です。

次に、営業外収益は65,083,730円で、前年度より56,274,876円の増収となっております。これも新会計基準の適用によりまして、みなし償却制度の廃止に伴い補助金等の減価償却が義務づけられ、非現金ではありますが、その見合い分の財源として長期前受金戻入を計上したことによるものです。

次に、収益的収支で支出でございます。

第1款. 事業費は、予算額572,737千円に対しまして決算額は531,334,607円で、前年度より51,108,287円の増額となっております。

営業費用は、新会計基準の適用によりまして、みなし償却の廃止に伴い減価償却費が増加したことから、31,563,344円の増、410,851,866円でございます。

営業外費用は、企業債利息が6,389,077円に減少したものの、前年度より1,839,456円増加し102,777,254円となっております。

次に、特別損失ですけれども、新会計基準の適用によりまして、平成25年度までに発生している退職給付費を引当金として計上が義務づけられたことから、17,705,487円が新規増額というふうになっております。

この結果、決算書5ページの損益計算書に記載をしておりますとおり、営業収益から営業費用、また特別損失を差し引いた当年度純利益は64,876,054円となったところでございます。

次に、3ページ、4ページをごらんください。

資本的収入及び支出について御説明をいたします。

第1款. 資本的収入は、予算額66,213千円に対しまして決算額は59,021千円で、前年度より19,165,100円の減額となっております。これの主な要因といたしましては、前年度の多良岳オレンジ海道配水管新設工事の完了に伴い、一般会計からの他会計負担金24,239千円が減少したことと、新設負担金が収益的収入の営業収益に計上されたことから減少したものでございます。

次に、第1款. 資本的支出は、予算額364,958千円に対しまして決算額は348,099,609円で、前年度と比較いたしますと213,330円の減額となっております。これの主な要因といたしましては、企業債償還金が8,617,638円増加したものの、建設改良費の久保山配水池改修事業にかかわる委託料など8,830,968円が減少したことによるものであります。これによりまして、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額289,078,609円となります。当年度の消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,144,631円、当年度の損益勘定留保資金202,376,346円及び減債積立金81,557,632円により補填をいたしております。

なお、補填財源の説明が19ページにありますので、そちらを御参照ください。

次に、5ページをごらんください。

平成26年度鹿島市水道事業損益計算書でございます。この計算書は消費税を除いた額で記

載をしてあります。

営業収益は500,215,684円、前年度比が0.8%の減で、給水収益は482,099,975円であります。これは主に給水収益が前年度に比べ2.3%ほど減収となったことによるものです。

営業費用は404,518,650円で、前年度に比べ7.8%の増で、新会計基準を適用したことから減価償却費の増によるものです。

営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は95,697,034円でございます。

次に、営業外収益は決算額65,082,066円で、前年度より56,273,212円の増額となっております。

営業外費用は78,197,559円で、前年度に比べ5,280,404円の減額であります。これの主な要因といたしましては、先ほど2ページのほうで申し上げましたが、企業債利息の減によるものでございます。

営業利益にこの営業外収益を加え営業外費用を差し引きますと、当期の経常利益は82,581,541円となりました。この経常利益82,581,541円から特別損失の17,705,487円を差し引きますと、当年度純利益は64,876,054円となっております。

次に、6ページ、7ページをごらんください。

平成26年度鹿島市水道事業剰余金計算書でございます。

この剰余金計算書様式につきましては、地方公営企業法施行規則の変更に伴いまして、平成26年度からの決算の表記方法となっております。

この剰余金は資本剰余金と利益剰余金に区別されておきまして、今回、新会計制度の移行に伴い、資本剰余金は原則、資本から負債の長期前受金に計上することが義務づけられております。

7ページの表、中ほどの資本剰余金合計の欄を見ていただきますと、資本剰余金は前年度末残高が2,680,995,450円であったものが、長期前受金へ移行した額2,313,634,681円が減額となっております。367,360,769円がそのまま資本剰余金の残額というふうになっております。

次に、利益剰余金でありますけれども、減債積立金は前年度末残高450,922,131円に昨年度の純利益54,560,764円を繰り入れ、先ほど申し上げました資本的収支の不足額に81,557,632円を処分した結果、当年度末残高は423,925,263円となります。

建設改良積立金は増減がなく、積立額は135,612,699円でございます。

次に、未処分利益剰余金は、先ほどの資本的収支の不足額81,557,632円と、制度改正による資本剰余金からの仕分けによる繰入額387,939,169円と、当年度純利益の64,876,054円を加算した額でございますけれども、534,372,855円となります。これによりまして、当年度純利益の合計は1,093,910,817円となります。

次に、6ページ下の平成26年度鹿島市水道事業剰余金処分計算書でございますが、6ペー

ジ左上の資本金の前年度末残高は4,538,386,623円でありましたけれども、新会計制度の適用によりまして、借入資本金に計上していた企業債が負債に計上が義務づけられたために2,995,893,097円が減額となり、当年度末残高は1,542,493,526円となります。

資本剰余金の残額は367,360,769円で、未処分利益剰余金は当年度純利益額64,876,054円を減債積立金に積み立てたことから、次年度への繰越利益剰余金は469,496,801円となります。

8ページ、9ページをごらんください。

平成26年度鹿島市水道事業貸借対照表について御説明いたします。

資産の部でございます。8ページをごらんください。

固定資産は、有形固定資産合計で4,144,986,226円でございます。無形固定資産合計は2,712,994,892円で、有形、無形を合わせた固定資産の合計は6,857,981,118円でございます。

なお、固定資産の詳細につきましては、30ページ、31ページの明細書に記載をしております。

次に、流動資産でございます。現金預金は654,907,939円で、内訳は21ページの平成26年度鹿島市水道事業会計キャッシュフロー計算書に記載をしております。未収金は27,328,327円でございます。内訳でございますけれども、現年度、過年度の水道料金及び他会計負担金でございます。これに貯蔵品、その他流動資産を加えまして、流動資産の合計は681,439,356円であります。

繰延勘定はございません。

よって、貸借対照表の貸方でございます資金の合計は7,539,420,474円でございます。

次に、借方の御説明をいたします。

負債の部でございます。

固定負債の企業債残高は2,506,230,794円ありますが、これまで資本の部の借入資本金に計上しておりましたが、新会計基準の適用に伴い償還予定残高を固定負債に計上しております。また、退職給付引当金は13,151,520円で、固定負債の合計は2,519,382,314円でございます。

次に、9ページをごらんください。

流動負債の企業債は278,591,704円あります。先ほどと同様に借入資本金から負債への計上でありまして、これは1年以内に償還する額ということでございます。未払金は16,049,947円で、主なものは3月分の動力費や消費税納付額等でございます。賞与引当金は5,018千円で、会計基準の適用に伴う計上となっております。また、その他流動負債は22,774,934円で、これは主に預かり下水道使用料でございます。流動負債の合計は322,465,524円あります。

繰延収益の長期前受金でございますが、2,306,839,489円は、新会計基準の適用によりまして、みなし償却制度の廃止によりまして長期前受金に計上したものであるということになってお

ります。

流動負債の合計は1,693,807,524円でありまして、固定負債と流動負債を合わせた負債合計は4,535,655,362円になっております。

次に、資本の部について御説明をいたします。

資本金のうち自己資本金は1,542,493,526円で、前年度より211千円の増加でございます。

次の剰余金でございますが、先ほど6ページ、7ページで御説明をいたしましたので、省略させていただきます。

よって、資本合計は3,003,765,112円でありまして、負債合計と合わせた資本負債合計は7,539,420,474円でございます。8ページで説明をいたしました借方の資産合計と一致しているところでございます。

次に、10ページ、11ページをごらんください。

このページは、新会計基準の移行に関する特記事項を注記として記載したページでございます。説明は省略させていただきます。

次に、決算附属書類でございます。12ページ、13ページは平成26年度鹿島市水道事業報告書で、事業の概要を記載しております。説明は省略させていただきます。

14ページをごらんください。

ここは議会の議決事項、起債協議、職員に関する事項を記載しております。

15ページをごらんください。

ここは新設工事及び改良工事等の概要で、3,000千円以上の工事の記載をしております。新設工事3件、改良工事6件でございます。

16ページをごらんください。

まず、配給水状況でございます。給水人口は2万6,524人で、前年度より278人減少しております。給水戸数は9,441戸で、前年度より4戸増加をしております。年間配水量は294万9,588立方メートルで、前年度より2.8%、8万3,550立方メートルの減少となっております。年間有収水量は236万5,712立方メートルで、前年度より2.4%、5万7,702立方メートル減少しているところでございます。この結果、年間有収水量率は80.2%となり、前年度より0.3ポイントの増加となっております。

次の受託修繕工事及び給水装置工事状況につきましては、前年度より23件減少しております。これは主に漏水修繕の件数と給水装置の新設、増改設工事の件数ということになります。

次に、事業収入及び事業費に関する事項でございます。ここは消費税抜きで記載をしております。事業収入の営業収益は565,297,750円、前年度より52,096,128円の減収で、うち給水収益は482,099,975円、前年度より2.3%減の11,529,489円が減収ということになっております。

給水量の1立方メートル当たりの料金収入、いわゆる供給単価でございますけれども、203円79銭で、前年度より10銭増加をしているところでございます。

17ページをごらんください。

一方の事業費の営業費用は、前年度より29,355,755円増の404,518,650円であります。また、営業外費用は、前年度に比べ5,280,404円減の78,197,559円であります。退職給付引当金などの計上による特別損失は17,705,487円であります。この結果、事業費の総合計は500,421,696円となっております。

給水量1立方メートル当たりの給水原価でございますけれども、180円35銭で、前年度より8円83銭減少をいたしております。

次に、18ページをごらんください。

ここは契約金額10,000千円以上の工事、企業債について記載をしております。工事の契約金額10,000千円以上の工事は1件でございます。

企業債の本年度の借入額は58,000千円で、内訳として、配水設備整備事業に40,000千円、それから機械・電気・計装設備等更新事業に18,000千円を借り入れております。

次に、19ページをごらんください。

その他会計処理に関する事項は、議会の議決を経なければ流用できない経費でございます。職員給与費、予算額90,869千円に対しまして決算額は84,838,685円でございます。交際費は支出がございません。

棚卸資産購入限度額に対する決算額でございますけれども、購入限度額4,978千円に対し決算額は2,448,930円でございます。これは新品メーター、修繕メーターの購入費でございます。

次に、26年度の補填財源でありますけれども、これは先ほど3ページで御説明をいたしました資本的収支の不足額に減債積立金の取り崩し額81,557,632円と損益勘定留保資金202,376,346円、それと消費税及び地方消費税資本的収支調整額の5,144,631円、合計の289,078,609円を補填したということでございます。その額に当年度純利益64,879,054円を加えまして、残額合計は624,414,016円が平成27年度へ繰り越す運転資金ということになります。

次に、20ページをごらんください。

不課税収入明細書で、地方公共団体の企業会計において補助金や出資金等の特定収入を得ている場合、消費税及び地方消費税の申告時に仕入控除税額が調整されております。そのために特定収入の用途について記載をいたしております。

次に、21ページをごらんください。

平成26年度鹿島市水道事業会計キャッシュフロー計算書でございます。

新会計基準の適用となりまして、財務諸表の貸借対照表、損益計算書とともに、26年度からキャッシュフロー計算書の作成が義務づけられております。これは会計制度における全て

の現金と現金支出を表示したものでございます。

業務活動によるキャッシュフローであります。給水収益などが主でありまして、286,279,288円が現金収入ということになっております。

投資活動によるキャッシュフローでございますけれども、72,153,533円が工事等により資産取得のために支出したものが主でございます。

財務活動によるキャッシュフローでございます。企業債の借入れと企業債償還などの差し引きで211,070,599円が支出となっております。

収入から支出を差し引きますと、現金預金の増加額は3,055,156円でありまして、現金の期末預金残高は654,907,939円となります。

22ページから26ページまでは収益的収支の明細書でございます。

27ページから29ページは資本的収支の明細書でございます。

次に、30ページから31ページは固定資産明細書で、8ページの貸借対照表で説明をいたしましたとおり、有形、無形固定資産の詳細を記載しておるところでございます。

32ページから37ページは企業債の明細書でございます。

以上で、平成26年度鹿島市水道事業会計決算認定について説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

それでは、質疑に入りますが、本議案は決算審査特別委員会を設置し、委員会審査を予定しておりますので、あくまで総括的な大綱質疑といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はありませんので、お諮りいたします。

ただいま審査中の議案第40号は、委員会条例第6条の規定により決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第40号は決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置をされました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、杉原元博議員、片渕清次郎議員、樋口作二議員、中村和典議員、中村一堯議員、稲富雅和議員、勝屋弘貞議員、角田一美議員、伊東茂議員、松本末治議員、徳村博紀議員、福井正義議員、松尾征子議員、以上13名を指名したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました13名を決算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

ここで決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩します。

午前10時36分 休憩

午前10時47分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

委員長に徳村博紀議員、副委員長に中村和典議員、以上のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。議案第41号から議案第49号の9議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第41号から議案第49号の9議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第3 議案第41号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第3. 議案第41号 鹿島市個人情報保護条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

それでは、議案第41号 鹿島市個人情報保護条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は3ページ、議案説明資料は1ページからとなります。

提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い所要の改正をしたいので、この案を提出するものです。

改正の内容について御説明する前に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、いわゆるマイナンバー制度について少し説明をさせていただきたいと思っております。

議案説明資料の13ページをごらんください。

ここに概要をお示ししています。

マイナンバーとは、平成27年10月、つまりことしの10月から、日本国内の全住民に通知をされる一人一人異なる12桁の番号をマイナンバーと言います。個人が特定されないように、

住所地や生年月日など関係がない番号が割り当てられます。このマイナンバーは、各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを確認するために活用されます。

マイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、期待される効果として大きく3つ挙げられます。

1つ目が、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるために、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになり、公平・公正な社会の実現が期待できます。

2つ目は、添付書類の削減など行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関からのさまざまなサービスのお知らせを受け取ったりできるようになり、国民の利便性の向上が期待できます。

3つ目は、行政事務が効率化をされ、国民の行政ニーズにこれまで以上に対応できるようになります。被災者台帳の作成などにマイナンバーを活用することで、迅速な行政支援が期待できるようになり、行政の効率化が期待できるというものでございます。

14ページをお願いします。

平成28年1月以降、マイナンバーは、国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で利用をされます。そのため、社会保障、税、災害対策の分野の手続で申請書等へのマイナンバーの記載が必要となります。事業主は、従業員のマイナンバーの提示を受けて税や社会保険の手続を行うこととなります。税の手続において、証券会社、保険会社などの金融機関からもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

14ページの下の方には、マイナンバー制度実施の流れを示しています。

平成27年10月以降に、住民票を有する方に12桁のマイナンバー（個人番号）が通知をされます。

平成28年1月から、税の手続や年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手続でマイナンバーの利用が開始をされます。また、申請者への個人番号カード交付も始まります。

平成29年1月からは、個人ごとのポータルサイトが運用開始されます。これによって、マイナンバーを含む自分の情報を、いつ、誰が、なぜ提供したのか確認できます。行政機関からのお知らせも受け取れることになっております。

平成29年7月からは、鹿島市も含めてですが、地方公共団体等も含めた情報連携を開始いたします。これにより事務が確実かつスムーズになり、国民の負担が軽減され、暮らしがもっと便利になっていくというものになっております。

15ページをお願いいたします。

マイナンバー制度は、制度の安全・安心を確保するために、制度面とシステム面の両方から個人情報保護の措置が講じられています。

制度面では、法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集、保管を禁止しています。

成り済まし防止のため、マイナンバーを収集する際には本人確認が義務づけられています。マイナンバーが適切に管理されているかを特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視・監督をいたします。法律に違反した場合の罰則を従来に比べて強化しています。

次に、システム面では、個人情報従来どおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理をされます。分散管理することで、芋づる式の情報漏えいを防ぎます。行政機関間での情報のやりとりは、マイナンバーを直接使いません。システムにアクセス可能な者を制限・管理し、通信する場合は暗号化されます。平成29年1月から情報提供等記録開示システムが稼働予定で、マイナンバーを含む自分の個人情報を、いつ、誰が、なぜ提供したのか、不正・不適切な照会・提供が行われていないかを自身で確認することが可能になります。

また、一番下のほうには、個人番号カードについてはプライバシー性の高い個人情報は記載されないということになっていることを記載しております。

マイナンバー制度についての説明は以上になります。

それでは、このマイナンバー制度の運用の開始に伴う鹿島市個人情報保護条例の改正の内容について御説明をいたします。

議案説明資料、今の資料の11ページをお願いいたします。

まず、改正の理由ですけれども、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下「番号法」と申し上げます。この番号法が公布をされ、いわゆるマイナンバー制度の運用が開始されることに伴い、特定個人情報、つまり、住民票を有する全ての者に付番される固有の個人番号を、その内容に含む個人情報についての規定を整備する必要が生じたために、鹿島市個人情報保護条例の改正を行うものです。

2点目の主な改正内容ですけれども、番号法第31条において、地方公共団体は保有する特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講じることになっております。鹿島市においても番号法の趣旨を踏まえ、その厳正な管理と適切な運用を行っていくための改正を行うものです。

主な改正点について申し上げます。

1点目は、番号法の施行により、第2条の定義に特定個人情報及び情報提供等記録についての定義を追加いたします。内容は、個人番号、特定個人情報、情報提供等記録、保有特定個人情報の定義を追加いたします。個人番号が、住民票コードを変換して得られる番号、つまりマイナンバーということになります。特定個人情報は、個人番号（マイナンバー）を含む個人情報ということになります。

2点目は、特定個人情報の利用目的以外の目的での利用に関する規定及び提供の制限に関する規定を設けます。特定個人情報、つまりマイナンバーを含む個人情報の利用については、目的外利用について、通常の個人情報よりもさらに限定をいたします。特定個人情報の提供

については、番号法第19条各号に掲げられた場合に限定をされていますために、個人情報保護条例上も特定個人情報を提供できる場合を同条各号に掲げられた場合に制限をいたします。情報提供等記録については、利用目的以外の利用を禁止いたします。

これらの内容を、第8条の2、第8条の3及び第8条の4で新たに規定をいたします。

12ページをお開きください。

3点目は、特定個人情報の開示・訂正の請求に関する規定を設けます。特定個人情報については、その性格から本人の関与が一層必要であると考えられますことから、本人及び法定代理人に加え、任意代理人に対しても開示請求及び訂正請求を行うことを認めます。

これらの内容は第13条、第20条を改正いたします。

4点目は、特定個人情報の利用停止の請求の条件に関する規定を設けます。特定個人情報については、番号法で同法に違反する行為のうち、特に不適切なものが行われた場合に利用停止請求が認められておりますので、個人情報保護条例においても同様の措置を講じます。情報提供等記録については、システム上、自動保存されるものであり、利用停止請求を認めないこととします。

これらの内容については、第22条の2で新たに規定をいたします。

5点目は、保有個人情報の訂正の通知先に関する規定を設けます。保有個人情報を訂正したときに、当該保有個人情報の提供先に対し、訂正した旨、内容を通知することを新たに規定いたします。また、情報提供等記録は、情報の照会者、提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣において記録・保管されるものであり、訂正した際にこれらの主体に通知することといたします。この内容は第25条の2及び第25条の3で新たに規定をいたします。

6点目は、用語の整理として「個人情報」を「保有個人情報」に改正を行うものです。

次に、施行期日ですけれども、第1条による改正は特定個人情報の保護などに係る規定で、番号法の施行期日である平成27年10月5日とします。

第2条による改正は情報提供等記録に係る規定で、番号法附則第1条第5号に規定する政令で定める日から施行するものでございます。

1ページから10ページは新旧対照表になります。先ほど御説明いたしました主な改正点6点を中心に改正内容をお示ししておりますので、御確認をお願いいたします。

16ページと17ページは、参考までに番号法の抜粋を掲載しております。同じように御確認をお願いいたします。

今回の改正は、マイナンバー制度の運用開始に伴い、鹿島市の個人情報保護条例について必要な改正を行うというものでございます。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま御説明いただきましたが、実はこれは一般質問の中で詳しくさせていただくつもりでおりますが、正直申しまして、今、説明をいただきましたが、全くどうなるのかわからないというのが私の現状です。だから、市民の皆さん方もきょうのこれを聞いて、どうなるんだろうかなというのがあると思いますが、まず、もう10月から手元に行くというようなことですが、一番今、新聞その他で心配されているのは、きょうお話を聞いてもそうですが、行政側としては非常にプラスになる面もあるのかなと思いますが、私たち市民にとってはそのところは全く見えないと、どういうことなのかなと、わからないということが先で、全く見えないというのが現状です。

そういうところでお尋ねしたいと思いますが、まず、これが10月にそれぞれの御家庭に配られるわけですが、それまでの準備として鹿島市がやらなくてはいけない仕事が今どこまで取り組まれているのか、このマイナンバーの出發に対してですね。まず、その辺をお尋ねしたい。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

先ほどありましたように、市民の方の情報になりますので、それを守るために制度面とシステム面から個人情報の保護に努めなければならないということで、まず、制度面ではこの個人情報保護条例をお願いするというものでございます。

それから、システム面でも取り組みを行っておりまして、これまでマイナンバーに対する予算措置、26年度から既に進めておりまして、これは国のマイナンバー制度に対応するために、鹿島市で必要な住民情報のシステム改正でありますとか、マイナンバーの通知を発送するための費用でありますとか、そういったものを費用をかけて準備いたしております。

それから、市民の方への通知という意味では、これは当然、国のほうで通知、制度の説明などはされてくるわけですがけれども、佐賀県も鹿島市もそれに伴って広報を行っていく必要があるということで、まずは「広報かしま」によって、毎月7月号からマイナンバーについては御説明を申し上げているところでございます。それから、ホームページ、あとパンフレットがございまして、これを各家庭に回覧いたしまして周知を行っているような状況でございます。

それと、前、委員協議会で御指摘もいただきましたように、ケーブルテレビも活用させていただいて、マイナンバーについてのお知らせなどを今放映しているところでございます。そういった対応を今行っております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

次にお尋ねしますが、この制度が導入されることによって、鹿島市として財政的にどれくらいのお金をつぎ込むことになるのか。国の制度ですからそれなりの負担はあるとは思いますが、これはわかりませんのでお尋ねしますが、例えば、いろんな様式に対してマイナンバーを入れ込まなくちゃいけないというのがあるとするならば、様式の作り直しだとか、いろんなものも出てくるのかなど。私もまだわからないのでお尋ねするんですが、そういうもろもろを含めれば、いろんなことで基準以外の財政負担というのが鹿島市にも出てくるんじゃないかという心配がありますが、そういう面はどうなっているんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。これまで鹿島市のほうでどれくらいの費用をかけたかということでお答えをいたします。

平成26年度から対応しております。主には、コンピューターシステムの改修が主な費用をかけた部分ということになります。これまで、平成26年から、今度9月、あしたですけれども、議案審議でもまた補正をお願いすることになります。それまで含めると約56,000千円、総額で費用をかけております。

そのうち、当然国の制度改正でございますので、こういったことによって国のほうから約50,000千円程度の補助をいただくことになっております。市単独でやるといいますのは、市単独にやっているコンピューターシステム、例えば財務会計でありますとか、そういった鹿島市単独でやっているものにつきましては市単独の経費ということで必要になりますので、それは市単独経費で賄うということになっております。

それから、様式などが変わることに伴う経費というのは、1月から発生をいたしますので、そこはまだ、人件費も含めてですが、こういった対応で、こういった金額がかかるというのは試算できておりません。必要に応じて対応していくものと思いますが、基本的には国のほうで様式を変えられますので、それに伴って給与システムなどの様式変更に伴う経費はかかるものと思っております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

特にこれは外に漏れたらいけないような状況ということで、これに対する直接の担当していく職員の人たちの対応が必要になってくると思うんですが、そういうのに対してはどうい

う形で進められていくのかですね。特にこれに対しては専門的な知識も必要になるんじゃないかという気がしますが、その辺についてはどう対応なさるのか。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

当然のことながら、個人情報保護ということでは非常に重要な鹿島市の役割もあります。そういったことで、マイナンバーを直接見れるのは市民課の職員ということになります。その後、業務がですね、先ほど説明しましたように拡大をしておりますので、そういったことでは、それぞれ必要な職員に権限を持たず、今のところパスワードなどの権限によって見れるということになっておりますので、現在は市民課の職員ということで想定をしております。これにつきましては、個人情報保護につきましては当然、国、県などの説明を受けて、それぞれの担当のほうで対応をしていくことにしております。

それと、庁内全体ではICT推進委員会というのがございます。マイナンバーが10月から施行されるということに伴って、ここら辺の個人情報はさらに注意が必要となりますので、ここで副市長を最高情報セキュリティ責任者、これは国、県などから求められていることでもございますので、副市長を責任者として、ICT推進委員会で庁内的な研修や対策などを検討して、個人情報保護については万全を期したいというふうに考えております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

個人情報を守ることが大事なことになると思いますが、今、一般的に言われているのでは、逆にかえっていろんな問題が起きるんじゃないかというような、そういう懸念もいろいろあるわけですね。

例えば、住基カードの関連なんかもありますね。あれもその辺が言われていたんですけど、住基カードが始まった途端にいろんな悪用というのが出ましたね。例えば、県内でも最初に出たのが、あれは鳥栖でしたかね、人の名前をかたって、そして、それをつくってサラ金から何十万円か借りたと。後の確認は、やりようではどうにでもできるわけですから、そういうことだって既に住基カードの問題のときは起きましたよね。その辺が一番心配になるというのが、やっぱり市民にとっては大きな問題だと思います。

そのところのですね、そういうのが漏れないようにするためのちゃんとしたものが大事だと思いますが、先ほど市民課の職員の皆さんが当たるというようなことですが、これは市民課全ての職員がそれに対応するのか、それとも特別、何人か専門的な人たちを配置しながらしていくのか。もちろん職員が云々じゃないですけど、その辺はもう大事なことから、

その辺についてはどうなっているのかと。市民課全員で当たっていくのか、その辺ちょっと。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

まず、確かに住基カードのときに鳥栖市で事件が起きたということで、それは住基カードを申請される際に、その手続の上で事件があっているようでございます。

今回は、まずはマイナンバー通知カードを住民の皆様へ交付をして、それをもってマイナンバー通知カードの申請をいただくという手続になっております。その際に、マイナンバーカードを使用する場合は必ず本人確認をするということになっております。本人確認は今までどおり、免許証でありますとか写真つきのものであれば1つで、それから写真つきでなければ最低2種類持ってきていただいて、個人の確認をしっかりとった上でマイナンバーカードを交付するということになっております。これは写真つきでもありますので、それで確実に交付をするということで、成り済ましてか、そういったものは防げるというふうになっております。

そういった対応をしていくということで、通知カードをお配りして、当然、手続は市民課のほうでされますので、そこら辺は市民課のほうで体制をとってもらって、マイナンバーカードの交付などの手続をされますので、そこは市民課のほうでしっかり対応ができるものと思っております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

住基カードのときも、本人確認のときもその辺はうまくして本人に成り済ましたという形でされたわけですね、またちょっとやり方は違うと思いますが。

次に移りたいと思いますが、10月から発送されるということですが、果たして全市民に10月から発送が確実に行くかという問題もあると思いますし、それから、やっぱりどういうふうになるのかわからないでも、来んということになると、これはどういうことかという市民の、わからない人ほど不安が出てくると。そういう面では、特に市の職員の皆さん方に市民の皆さんがいろいろお尋ねになると思うんですよ、これはどうなっているのかと。そういう面で、担当というか、そこだけじゃなくて職員皆さんで、この住基カードの問題についてのそれなりの知識というですかね、学習会というですかね、そういうのはなされたのかどうか。これは必ず出てくると思うんですよ。大変な状況になるんじゃないかと思えます。もちろん、もう既に私たちにもそういうお尋ねがあっていますが、答えられません、いろんなところについては。そういう面では、特に市の職員の人たちはそのところをしっかりと把握してもら

わないと、市民の人がどこにどう言っているかわからないという状況があると思いますが、その辺について、全職員に対してこの問題をどう徹底されているのか、お尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。全職員でのマイナンバーに対する意識の共有をとということでございます。

先ほど申し上げました鹿島市ICT推進委員、これは各課から代表になってもらって、庁内に総合的に組織をしている組織でございます。ここを通じて研修なり、これまでも必要に応じてその推進委員会をやってきているわけですけれども、特に今回10月からマイナンバー制度が運営されるということでございますので、ここでまず庁内意識共有をして、全職員が同じような意識共有をできるように、今後、至急図っていきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

最後にしたいと思います、10月からの発送になるということですが、住民票がちゃんとある人にはちゃんと行くと思います。ただ、いろんな方がいらっしゃいますね、私もいろんなことをやりましたが、どうしても住民票を置いとって黙って行かんといかん人をよそに移したりとか、そういう経験いっぱいあります。それから、家はそこにあっても、みんな知らんのにどこかの施設に入っている。市内ならわかりますが、市外の施設だと。いろんなものがあると思いますね。そういう人たちに対する、本当は一斉に徹底しなくちゃいけないわけですが、そういうのに対する対応というのは、もしそういうのがわからないときは市側がそれに対して対応していくのか、どうしていくのか、その辺についてはどうなんですか。

○議長（松尾勝利君）

有森市民課長。

○市民課長（有森弘茂君）

松尾議員の御質問にお答えをしたいと思います。

10月から通知カードが、住民票がある方、世帯、全てに行く予定でございますが、通知カードが届かない方、つまり、入院とか入所とかされている方に届かない場合も想定されますので、その方たちについては居所登録申請といいまして、住所地には住んでいなくても、今、実際に生活——入所なり入院されているところを登録していただければ、そちらのほうに通知カードが来るというような制度がございます。この制度をできる限り使っていただいて、一人でも多くの方が交付申請できるようにお願いしたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

わかりました。今言われたような状況の人なら対応できると思いますが、御承知のように、今日のような経済状況の中で、どこにいらっしゃるのかわからない、鹿島にも結構どこからおいでになったかわからないというような人にもよく会います。そういう人たちに対する対応というのが、これからもいろいろ困難な問題が出てくると思います。この問題については、特に職員の皆さん方が大変だと思いますし、今でさえも人数の足りない中で皆さん頑張っていらっしゃるので大変になると思いますが、その辺については市民の立場で考えていただくということをお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。11番松本末治議員。

○11番（松本末治君）

単純な質問をいたします。私が全くわからないものですから。

12桁と申しますと、私が123456789001番だとします。そしたら、北海道のAさんが、今申し上げたように123456789002番というようなことが出てくるんですか。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

番号ですけれども、これは、住所地とか生年月日などに関係ない番号が割り当てられるということになっておりますので、当然そういったことも出てくるかと思えます。

○議長（松尾勝利君）

11番松本末治議員。

○11番（松本末治君）

そしたら、確認をいたします。

今までいろいろな組織、JAの生産組合番号とか、地域によって鹿島の中でも頭が01から07まで、鹿島、北鹿島、古枝、七浦と区切られたような感じの連番式であったものですから、九州、佐賀、鹿島というふうなことで、そういうふうな形になるのかなと、そういうふうな思いでおったものですから、全くそういうことは関係ないということですね。わかりました。ありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま提案されております議案第41号に私は反対をします。

国の制度としてもう既に決められているからと言えばそれまでですが、きょう論議をしていったこと、そして、まだいろいろと調べてみますと、本当に明らかにならない、どう市民に影響があるだろうかという不安な面がいっぱいあります。また、市民においても十分に理解をされていない、そういう状況にあります。

この問題については、もっと本当にやるなら徹底的に論議をしていかなくちやいけない。例えば、二、三日前になって、消費税をこのマイナンバーを利用して税を戻すとか、もうそのときそのときいろんなのが出てきているわけで、全くこれがどうなるのかわからない状況だと思えます。私たちは、国で決まったものといえども、本当にこれが住民のためにならないということなら、そこから意見を上げながら、やっぱりいい方向に変えていくという立場をとらなくてはいけないと思えますので、私はこの案件には反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第41号 鹿島市個人情報保護条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第41号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩します。11時35分から再開します。

午前11時26分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第4 議案第42号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第4. 議案第42号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条

例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

それでは、議案第42号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は8ページ、議案説明資料は18ページからとなります。

提案理由は、厚生年金保険法等の一部改正などに伴いまして条文を整備したいので、この案を提出するものでございます。

議案説明資料で御説明いたしますので、説明資料の20ページをごらんください。

まず、1番目の改正理由ですが、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が、本年10月1日から全面施行されることなどに伴いまして、所要の条文整備を行うものでございます。

2番目の主な改正内容ですが、先ほど申しましたとおり、10月1日から公務員の共済年金制度は厚生年金保険制度に統一されることに伴いまして、一般職の職員の退職手当に関する条例の中に地方公務員等共済組合法の法律名を引用して、障害等級を規定している条文の整備を行うものでございます。

なお、施行期日は法施行に合わせ、平成27年10月1日とするものでございます。

次に、改正の具体的な中身ですが、資料の18ページの新旧対照表をごらんください。

第3条第2項は、自己都合により退職した場合の退職手当の基本額に関する規定になっていますが、自己都合による退職の場合は、通常、退職手当が減額されますが、傷病や死亡により自己都合退職した場合は減額されないことになっており、傷病の場合のその障害の程度については地方公務員等共済組合法第84条第2項に規定されておりますが、法改正により条文が削除され、引用している法律名及び条文を厚生年金保険法第47条第2項に改めるものでございます。法律は変わりますが、その引用される条文の内容は同じでございます。

また、今回の法改正に伴う改正ではございませんが、資料18ページの第9条第11項第4号、それから19ページ同条第14項各号において、引用条項の訂正で雇用保険法第56条の2を第56条の3に改めるもので、雇用保険法改正の際、条文の繰り下げを行うべきものを改正しておりませんでしたので、今回改めるものでございます。

なお、今回の改正に伴います職員の退職手当そのものの額等、内容そのものは全く変更はございません。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第42号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第42号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第43号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第5．議案第43号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。川原税務課長。

○税務課長（川原逸生君）

それでは、議案第43号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書は10ページからでございます。

提案理由は、地方税法の一部改正等に伴い関係する条文を改正したいので、この案を提出するものでございます。

議案説明資料は、21ページから32ページが新旧対照表、33、34ページが改正の主な内容を記載してございます。

改正内容につきましては議案説明資料で御説明いたしますので、33ページをお願いいたします。

1の改正理由につきましては、先ほど申し上げましたように地方税法の一部改正に伴うもので、所要の改正を行うものでございます。

2の主な改正内容については3点でございます。

個人住民税における住宅ローン減税制度の適用期限の延長でございます。住宅借入金特別控除、いわゆる住宅ローン減税につきましては、特例措置として借入限度額等の拡充などが行われてまいりました。今回の改正は、消費税率10%への引き上げ時期が平成27年10月1日から平成29年4月1日に変更されたことに伴い、②でございますが、所得税において減税の適用を平成26年4月1日から平成29年12月31日入居分までとする期限を、1年半延長いたしま

して平成31年6月30日入居分までとされました。この改正に合わせまして、個人住民税におきましても所得税と同様にその適用期限を1年半延長するものでございます。

次に、(2)わがまち特例の創設でございます。わがまち特例につきましては、下の囲みをごらんください。わがまち特例とは、地方税法の定める範囲で地方団体が特例措置の内容を条例で定めることができる仕組みでございます。税制を通じて、これまで以上に地方団体が実情に応じた政策を展開できるようにするという観点から、平成24年度の税制改正により導入されました。

今回追加いたしますのは、新築のサービスつき高齢者向け住宅に係る固定資産税の減額措置でございます。サービスつき高齢者向け住宅とは、高齢化が急速に進み、高齢の単身者や夫婦のみの世帯が増加する中、介護と医療を連携して支援サービスを提供する住宅確保を目的といたしまして、平成23年10月に創設されました。

このうち、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、登録を受けた貸し家住宅で平成27年3月31日までに新築されたものについて、地方税法において固定資産税額を最初の5年間、3分の2を減額する特例措置が講じられてまいりました。今回の改正では、この住宅の整備実態や必要性が市町村によってさまざまであり、地域の実情に応じて市町村が判断できるようにすることが望ましいという観点から、先ほど申し上げました、わがまち特例を導入した上で、この特例適用の期限を平成29年3月31日まで延長することとされました。本市におきましてこの特例を導入し、特例割合を国が示す参酌割合でもございます3分の2を適用するものでございます。

34ページをお願いいたします。

市たばこ税に係る特例税率の廃止でございます。昭和60年に廃止をされました、たばこ専売制のもとで、エコー、わかばなど3級品として販売をされておりました紙巻きたばこ、いわゆる旧3級品につきましては、当分の間の措置として、現在に至るまで一般のたばこよりも低い税率である特例税率が適用されてきました。

今回の改正は、この税率につきまして平成28年4月1日から平成31年4月1日までに段階的に縮減・廃止するものでございます。

具体的な税率につきましては、下記の表、太枠のところでございますが、ごらんください。現在の特例税率は1,000本につき2,495円でございます。この税率を、平成28年から31年まで順次縮減・廃止をしていくというものでございます。

続きましては、(4)その他の改正でございます。これは、法律改正に合わせて所要の改正を行うものでございます。

①は、番号法の施行に伴う規定の整備でございます。市民税や固定資産税の減免申請書などの様式において、申請者の住所、氏名に加えまして、個人番号または法人番号の記載が必要となるため、該当部分に係る規定を整備するものでございます。

②は、所得税法及び地方税法等の改正に伴い、引用条項の変更など所要の改正を行うもの
でございます。

3の施行期日でございます。

(1)住宅ローン減税制度の適用期限の延長及びわがまち特例などにつきましては、公布の
日から施行いたします。

(2)の番号法施行に伴うもの及び所得税法の一部改正に伴うものなどは、平成28年1月1
日から。

(3)の市たばこ税に係る特例税率の廃止などは、平成28年4月1日から施行するものでご
ざいます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

1点質問させていただきます。

総務の委員協議会の中でも説明をいただいたわけですが、非常に市民の皆さんの中で、
たばこを吸われる方、そういうふうな方において、ちょっとやっぱり関心がある項目が出て
おります。その中で、この市のたばこ税にかかわる特例税率の廃止ということなんです、
ただ、この特例税率をその当時に行ったとき、これには何かしら社会的背景があったはずな
んですよね。どうしてその当時はこの旧3級品のたばこに関しては特例税率を行ったのか、
まず、それを教えていただいでよろしいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

川原税務課長。

○税務課長（川原逸生君）

先ほど旧専売公社は昭和60年に廃止をしたというふうに申し上げました。その当時、3級
品とされていたたばこ、いわゆる旧3級品について、その当時、特例を行った理由というこ
とでございますが、当時、旧1級と旧2級、それと3級の3区分がございましたが、1級と
2級につきましては廃止・統合された。そして、今はそれが普通たばことして流通をしてい
るところであります。

特例を行った理由というのは、当時、1級から3級まであったわけですが、その品質――
たばこの品質ですね、紙巻きたばこの品質等によりまして3段階に分けてあったというこ
とでございます。今回その旧3級品について、その当時につきましては当分の間の措置として、
現在に至るまでその特例税率が適用されているということございまして、その特例につ
きましては、先ほど申し上げた品質の差といいますか、それにより特例税率が現在まで講
じられているということでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ただ、今、課長からも御答弁いただいて、まだちょっとわからないところがありますね。1級、2級、3級というふうにあって、もちろん品質の差はあるんでしょう、その製造方法がどういうものか、私はわかりません。よくはわからないが、基本的にこの3級品というのは、販売価格等がほかの、外国から入ってきたようなたばこ比べるとやはり安いだろうと思うんですよね。ただ、ここで廃止を行う、それは何か特例税率を行ったときと比べ、どういふような社会的状況の変化があると見込んでこれが廃止になったのか。ただ、安いタバコ、総務の委員協議会でこれを一番最初に聞いたときに、本当に市民の方が——愛煙家の方がですよ、タバコを吸われる方が、普通のタバコはずっと増税によって販売価格が高くなった。しかし、なかなか自分の好きなタバコをやめることができない。そういうふうなことで、このエコーとか、わかば、しんせい、ゴールデンバット、あとの2つはこちらのほうでは販売されていない、沖縄かどこかで販売されている商品なんだろうけど。しかし、私も地元のコンビニのオーナーの方に聞いたら、やっぱり値上げになって、このエコー、わかばというのが相当シェアを、タバコが何十種類、何百種類とあるんでしょうけど、その中でも上位を占めてくると、こういうふうなことが現実には起きているわけなんです。

例えてみるならば、ビールというか、これについてもそうですよね、ビールというものから企業努力で発泡酒をつくって、そして次は第3のビールをつくっていった。しかし、その税率を上げていく。非常にですね、このところが、もう決められたものだからしょうがないという気持ちもあるでしょうが、しかし、何でもかんでもそういうふうなすき間といいますか、それを埋めていく、このあたりには少し私は矛盾を感じます。

4年間に分けて段階的に上げていくということですけど、これは1,000本単位で書いてありますから、なかなかわからないところがあるんですけど、1箱当たり4年間でどういうふうな感じで上がっていくのか、それは課長、おわかりだったら教えていただけますか。

○議長（松尾勝利君）

川原税務課長。

○税務課長（川原逸生君）

特例税率を廃止する主な理由につきましては、大きく3点ほどあるかというふうに考えております。

まず1つ目は、健康面から消費の削減ということでございます。やはり喫煙開始の低年齢化等がございます。その防止、もしくは禁煙率の増加を効果的にもたらすというのが1つでございます。

2点目といたしましては、経済面からの増収といいますか、一定の税収を確保していくために、消費量や喫煙率を効果的に減少できるというのがあるかというふうに思います。

そして、3点目といたしましては、財務省、または総務省のほうからも、こういった特例税率につきましては世界貿易機関、WTO協定等で、特例税率につきましては廃止をしたほうが良いというふうな是正を求められているという背景もあろうかと思えます。また、WHOのたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約でも最優先政策として位置づけられているというふうなこともあろうかと思えます。

そして、2点目の1箱当たりの影響額ということでございます。たばこ税につきましては、国税、地方税等でたばこ税をかけさせていただいております。1箱20本当たりで換算をいたしますと——年度ごとがよろしいでしょうか、平成28年につきましては1箱当たり20円、29年度におきましては20円、30年度で30円、31年度で59円、全体で約130円の値上げが予定をされております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございます。よく調べられていますね。素晴らしいです。

この特例税率が廃止になった背景というもので幾つか、健康面とか、税、経済面というか、それとかWTO、そこのあたり言っていただきましたけど、やはり健康面とかがいけば、全てたばこに関することですし、そして、ニコチン、タールの量が非常に高いたばこも通常どおり販売はしているわけですから、ここのあたりは私はちょっと理解ができませんが、しかし、やはり税収入が上がることには間違いのないわけですね。国のほうが計算しているこの税収入、どのくらいこれだけの6銘柄を上げることで収入になるのか、また、鹿島市はどのくらい増になるのか、わかったら教えてください。

○議長（松尾勝利君）

川原税務課長。

○税務課長（川原逸生君）

今回の特例税率の縮減または廃止に伴う影響額ということでございます。

これからの売り渡し本数等で当然変わってくるかと思えます。したがって、今から申し上げますのは、あくまでも試算の試算とでもいいでしょうか、ということで御理解をいただきたいというふうに思います。

平成26年度の旧3級品の売り渡し本数が約250万本でございます。したがって、平成28年度以降、同じ売り渡し本数と仮定すれば、平成28年度、29年度は1,000本当たりの増額幅が430円でございますので、これで計算をいたしますと約1,000千円——売り渡し本数が一緒であ

ればですね。平成30年度につきましては、1,000本当たり645円の増額幅でございますので、約1,500千円程度。31年度につきましては、1,000本当たり1,262円の増額幅でございますので、約3,000千円の増額ということになります。あくまでも試算ですので、御了承いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

詳しく説明をいただきまして、ありがとうございました。

このような社会状況というか、社会情勢の中、さまざまなものが値上がりをしていきます。仕入れ値が高くなって上げるという普通の一般的な考え方から、円高・円安によりそういうふうなもので左右されていくもの、そして、こういうふうな税というものが入ってきた場合、さまざまなことで市民に負担がかかってくるのは間違いがないわけです。しかし、これはいたし方ないことと捉え、私もこれ以上これに異論を唱えることはございませんが、しかし、なかなか市民にとって厳しいということにつけ加えて、質問を終わらせていただきます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。11番松本末治議員。

松本議員に申し上げます。午前中の時間が過ぎましたので、午後にしたいと思えます。よろしいでしょうか。（「もっと勉強してきます」と呼ぶ者あり）

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午後0時1分 休憩

午後1時 再開

○議長（松尾勝利君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

11番松本末治議員。

○11番（松本末治君）

まず、課長のほうから、この廃止の要因ということで1番目に上げられました健康面での問題があるというふうなことでありましたけれども、健康面でどういうふうなことが一番危惧されるのか。私は人生六十数年ですけど、たばこは一本も吸うたことがありませんので、全然わかりません。そういうことでお尋ねをいたしたいと思えます。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えします。

喫煙による健康被害ということでございますが、まず、やはり肺がんが多いということと、肺がん以外でも多くのがんの原因、また脳卒中とか、今あっています慢性閉塞性の肺疾患とか、歯周病、生まれてくる子供の低体重とか、子供への影響というようなことが言われておるところであります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

11番松本末治議員。

○11番（松本末治君）

ありがとうございます。納得いきました。私もたばこを吸っていたら、あと数年で肺がんできるところであったんじゃないかならうかと思えます。というのは、私の父は肺がんできなくなり、多分1日3箱ぐらいこの3級品ば吸いよったっちゃなかろうかと思えます。しかし、吸うとよりも灰皿の上で燃えよつとが多かったというふうな気がしますから、それは先ほどの受動喫煙じゃなかですけど、ほかに迷惑をかけよつたということですよ。そういうふうなことで納得できました。

ただ、やはり先ほど質疑の中でもあっておりましたけれども、どうしてもこの3級品を吸わんといけないじゃなかですけども、そういう環境の人もおられる。また、高齢者の方にちょっとだけお尋ねをしましたら、「そいがのうなつき、どがんしゅうもああもんな」というふうな声もあつとですよ。

先ほど申し上げましたように、私はたばこには全然興味もなかったですから、価格がどんくらいしよつとも知りませんでしたけれども、260円と430円ですか、それだけの開きがあるということになると、やはりいろんな問題もあつとじゃなかろうかなと——喫煙をされる方の立場から考えますとですね。そういうふうなことで、この議案については賛成できるかどうかわかりませんが、そういうことで私の質問これくらいで終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第43号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例については、これを提案

のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第43号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第44号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第6、議案第44号 鹿島市手数料条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。有森市民課長。

○市民課長（有森弘茂君）

それでは、議案第44号 鹿島市手数料条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

議案書の23ページをお開きください。

提案理由は、社会保障・税番号制度の導入に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を徴収することなどについて所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

条例の内容につきましては次ページに示しておりますが、議案説明資料により説明をしたいと思っております。説明資料の35ページをお願いいたします。

条例の新旧対照表になっております。

次に、済みませんが、37ページをお願いします。

改正理由でございますが、社会保障・税番号制度の導入に伴い、個人番号の通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を徴収することなどについて、鹿島市手数料条例の所要の改正を行うものでございます。

次に2点目ですけど、個人番号カード等について御説明をします。

その前に、交付手続について簡単に説明をしたいと思っております。

説明資料の38ページをお願いします。ここに「市区町村における個人番号カードの交付業務フロー」ということで掲げております。

マイナンバーに関するカードは、先ほど申し上げましたとおり通知カードと個人番号カードの2種類がございます。

まず、マイナンバーが記された通知カードと説明書、個人番号カード交付申請書、それと返信用封筒、この4種類が、平成27年10月から住民票を有する全ての方に簡易書留にて送られてきます。例えば、5人家族なら5人分まとめて届けられることとなります。フロー図で申し上げますと、左上に、ちょっと見にくいですが、「住民」ということで記載されるところで、その右側のほうに「通知カード・交付申請書受領」ということで、ここにこういう形

で送ってくることになります。

通知カードには、個人番号、住所、氏名、性別が記載されており、個人番号申請書とともに1枚の紙になっております。個人番号カードの交付を希望する方は、交付申請書を通知カードから切り離し、通知カードに記載されている内容の確認を行い、相違ない場合は申請書に顔写真を張り、署名押印し、左側の上から3つ目に「J-L I S」とございますが、これは地方公共団体情報システム機構のことでございます。で、署名押印をしてこの機構に返送します。

J-L I Sのほうで完成した個人番号カードと交付通知書の送付を受けた市は、申請者へ交付通知書を送付します。このフロー図からいきますと、住所地市区町村をずっと右のほうに行ってくださいますと、右から4番目の四角に「交付通知書」の送付ということで申請者の方に送付を行います。

これを受け取った申請者の方は、平成28年1月以降に交付通知書と手元の通知カード、それと本人確認のための免許証等を持参し、鹿島市においては市民課においていただき、そこで暗証番号を設定し、カードを受領することになります。

このように、申請された方の負担軽減を図るため市役所においていただくのは1回のみとする方法をとっているところでございます。

済みませんが、37ページにお戻りいただきたいと思えます。

このような手続を行い、取得することとなる個人番号カード等につきましては、初回交付は無料で行われますが、紛失、焼失または著しく損傷した場合などの再交付につきましては、手数料をいただいた上で行うこととなります。

そこで、改正の内容でございますが、個人番号カード等の再発行に係る手数料について、原紙、あるいはICカードの購入原価等を考慮し、通知カードを500円、個人番号カードを800円とする規定を設けるものでございます。また、マイナンバー制度導入に伴う住民基本台帳法の一部改正により、平成28年1月1日から住民基本台帳カードの新たな交付は行われないこととなったため、住民基本台帳カードの交付に係る手数料を定めている規定を削る改正を行うものでございます。

なお、施行期日は、第1条、通知カードに係る改正が平成27年10月5日、第2条、個人番号カード及び住民基本台帳カードに係る改正が平成28年1月1日からとなります。

条例の新旧対照表につきましては、後ほどごらんをいただきたいと思えます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第44号 鹿島市手数料条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第44号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議はあす11日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時13分 散会